

寄付のお願い



大阪府北部コミュニティカレッジ



この度、NPO法人大阪府北部コミュニティカレッジ (ONCC) は2020年(令和元年)10月30日付 大阪府4号条例指定NPO法人認証(大阪府で7団体目)に引き続き、2021年(令和2年)3月2日付 大阪府認定NPO法人認証(12団体目)を取得することができました。これもひとえに皆さま方のご協力のお陰と深く感謝申し上げます。今後、皆さま方のご支援を無駄にしないように活動していくには、まだまだ微力ではございますが、一同、認定NPO法人にふさわしい活動を心がけてまいりますので、今までに倍してご支援賜りますようお願い申し上げます。

認定NPO 法人 大阪府北部コミュニティカレッジの目的(目指すところ)

この法人は、思いを同じくする地域の仲間と、共に学び教え合う機会を持ち、そこで得た知識を発揮できる活動の場をつくっていくこととする。

そしてこの活動の場で、自分の能力・可能性を発揮して、仲間と一緒に、自己実現を達成すると同時に、他者の為にも役に立っている(社会貢献)という実感を持てるように、共に活動する。

このことにより、シニアの生きがいと元気づくりを支援し、「高齢者が高齢者をサポートする社会」の仕組みづくりに協力する。

同時に、次世代を担う子どもたちの健全育成にも努め、「助け合い・ふれあい・絆」のある心豊かな地域コミュニティの活性化及び各種活動の深化に寄与することを目的とする。

※認定NPO法人制度の概要

認定NPO法人とは、NPO法人のうちその運営組織、及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき、一定の基準に適合したものとして、各自治体の認定を受けたNPO法人をいいます。

認定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために設けられた措置であり、寄附を奨励し、寄附者に対して税制面での軽減を図る制度が設けられています。(税制概要は後記の通りです。)

皆様方のご協力をお願い致します



お問い合わせ

認定NPO法人 大阪府北部コミュニティカレッジ
〒560-0021 豊中市本町1丁目3-19 長尾第一ビル2F

TEL : 06-6151-4461

FAX : 06-6151-4462

E-mail : info @ oncc.jp

URL : https://oncc.jp/





寄附金に対する 税額控除制度をご活用ください！

大阪府民の方が、公益的な活動を行う団体のうち、大阪府が指定した団体に対して行った寄附金は、個人府民税の所得割の税額控除が受けられます。



◇ 税額控除について

指定団体に寄附をされた方が税額控除を受けるためには、確定申告等が必要です。

控除額 = (支出した寄附金の額(総所得金額等の 30%が限度) - 2 千円) × 4%※

※指定都市以外の個人府民税所得割の標準税率が4%であるのに対し、指定都市の個人府民税所得割の標準税率が2%のため、寄附者が指定都市にお住まいの場合は2%となります。



◇ 税額控除を受けられる寄付先について

「わたしの寄附金は、税額控除の対象なのかしら？」というあなた！

大阪府が指定した団体については、ホームページで確認することができます。

【ホームページアドレス(「市民公益税制」3号指定について)】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/shiminkouekizeisei/3goutop.htm>

「認定 NPO 法人 大阪府北部コミュニティカレッジ」は控除対象法人です。



◇ 寄付者の方が税額控除を受けるには

税額控除を受けるには、最寄りの税務署に確定申告(この申告は住民税の申告を兼ねたものとなります。)を行う必要があります。

①寄附をした団体から、必ず寄附金受領証明書等(領収書)を受け取ってください。受け取った証明書は、控除を受けるために必要な書類です。

②毎年 1 月 1 日~12 月 31 日までに行った寄附について、翌年 2 月 16 日~3 月 15 日までに最寄りの税務署に確定申告を行ってください。確定申告の方法や様式については、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)等を参照するほか、最寄りの税務署へお問い合わせください。住民税の控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市町村に申告を行うこともできます。この場合、所得税の控除は受けられませんので、ご注意ください。



<例>

府・市町村の指定を受けた認定NPO法人に、1万円寄附をすると…



©2014 大阪府もぎやん



※1 所得税において、税額控除を選択した場合（認定NPO法人への寄附については、所得控除か税額控除かを選択できます。） ※2 寄附者が指定都市にお住まいの場合は、府民税2%・市町村民税8%となります。大阪府内の市町村では、次の36市町村が導入済です。（それぞれの市町村で要件が異なるため、詳しくはお住まいの市町村へお問合せください。） 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、大東市、和泉市、羽曳野市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村



- お近くの「郵便局」からお振込みください。
- 払込手数料は不要です。
- ご依頼人欄をご記入ください。

02		払込取扱票										通常払込料金 加入者負担									
口座記号					口座番号					金額		千 百 十 万 千 百 十 円									
0	0	9	3	0	6	2	3	3	4	2	3	金額						3	0	0	0
加入者名 NPO法人大阪府北部コミュニティカレッジ										料金		備考									
* 大阪府北部コミュニティカレッジへご寄附を お願い申し上げます。 (1口 3,000円)																					
* 通信欄 ご住所: 〒																					
* 依頼人欄 お名前: 様																					
* 依頼人欄 領収書お届け先お名前: 様																					
* 依頼人欄 大阪府への届出 (可 : 否) 様																					
(ご連絡先電話番号 - -)																					
ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。 これより下部には何も記入しないでください。																					

振替払込請求書兼受領証

009306										通常払込 料金加入 者負担											
口座記号					口座番号					金額		千 百 十 万 千 百 十 円									
0	0	9	3	0	6	2	3	3	4	2	3	金額						3	0	0	0
加入者名 NPO法人大阪府北部 コミュニティカレッジ																					
* 依頼人欄 ご寄付																					
* 依頼人欄 様																					
* 依頼人欄 日 附 印																					
* 依頼人欄 日 附 印																					
* 依頼人欄 日 附 印																					
* 依頼人欄 日 附 印																					

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

ONCCの地域社会活動

認定NPO法人 大阪府北部コミュニティカレッジ（略称 ONCC）では、地域の多世代交流（こどもからシニア世代）のコミュニティ活性化に取り組んでいます。

子ども起業体験スクール事業



地域多世代交流活動(茨木市、豊中市)



茨木市



豊中市

介護人材養成講座事業

大阪府移動支援従業者養成講座



大阪府同行援護従業者養成講座



※上記以外、障がい者支援（歩こう会）、フレイル講座等を実施しています。 ご支援をお願い致します。

ご寄附についてのお願い

- 恐縮ではございますが、3,000円以上でお願い致します。
- お支払は郵便局でのお振込み又は、事務所へご持参をお願い致します。
お振込みの場合、振込用紙をご利用下さい。
- 受領確認後、『寄附金受領証明書』をお送りいたします。
- 確定申告されますと 寄付金控除をお受けいただけます。
- 大阪府に在住の方からのご寄附につきましては、
ご寄附者のご承諾がある場合は「ご住所、お名前、ご寄付額」を大阪府に報告することが義務付けられております。
そこで、大阪府への報告可の方につきましては報告させていただきます。
ご理解、ご協力をお願い申し上げます。